

旭川市における成年後見制度利用支援に関する検討について

<旭川市成年後見制度利用支援体制検討委員会の開催経過>

- 第1回目 平成24年5月23日(水)
 - ・成年後見制度に係る旭川市の現状(事務局説明)
 - ・成年後見制度に関する意見交換(各委員から)
- 第2回目 平成24年6月15日(金)
 - ・定住自立圏に関する動きについて(事務局説明)
 - ・成年後見制度に係る総合的な利用支援体制について～普及啓発、相談体制
- 第3回目 平成24年7月5日(木)
 - ・成年後見制度に係る総合的な利用支援体制について～申立支援
 - ・北海道主催の市民後見推進事業に係る研修会、定住自立圏ビジョン懇談会について(事務局説明)
- 第4回目 平成24年7月24日(火)
 - ・北海道主催の市民後見推進事業に係る研修会の報告について(事務局説明)
 - ・成年後見制度に係る総合的な利用支援体制について～市民後見人の養成等
 - ・定住自立圏ビジョン懇談会の今後の予定について(事務局説明)
- 第5回目 平成24年8月23日(木)
 - ・(仮称)旭川成年後見センター構想(案)について(事務局説明後、委員間での議論)
- 第6回目 平成24年9月13日(木)
 - ・(仮称)旭川成年後見センター構想(案)について(事務局説明後、委員間での議論)
- 第7回目 平成24年10月11日(木)
 - ・旭川市成年後見制度利用支援体制検討委員会(取りまとめ)(案)について

(仮称)旭川成年後見センターの構想案

判断能力が不十分な認知症高齢者や知的・精神障害者の権利を守り、これらの方が地域で安心して暮らしていくためには成年後見制度の活用が有効である。このため、成年後見制度の活用を必要としている方や、様々な事情で活用しにくい方に必要な支援を行い、制度の更なる利活用を推進するための機関として(仮称)旭川成年後見センターを設置する。具体的な機能案は下図のとおり。

ポイント!

取組を進めるに当たって

- ① 身近な相談機関(民生児童委員、地区社協、市民委員会福祉部会など)、高齢者・障害者の総合相談機関(地域包括支援センター、障害者相談事業所など)の役割分担と途切れない連携のもとで、支援を必要としている方を必要な支援に結びつける。
- ② 成年後見制度の理解を広めるとともに、関係機関との連携のもとで、継続した普及啓発と内容の充実を図る。
- ③ 成年後見制度利用ニーズの増加を踏まえ、支援する人材を安定的に養成するとともに、確実な支援を行っていくため、質の向上を図る。

相談対応

- ・相談窓口の設置
(広域での巡回相談を含む。)
- ・関係相談機関との連絡調整
- ・困難事例の対応調整

普及啓発

- ・市民向け講演会の実施
- ・地域福祉関係者、福祉事業所研修会の実施
- ・パンフレット等の発行

(仮称)旭川成年後見センター

- ・申立書類作成の軽微な援助
- ・専門職の紹介・調整
- ・申立(市長申立含む)の必要性の判断調整
- ・後見人候補者の紹介

申立等支援

- ・カリキュラムの作成(北海道作成のカリキュラムの活用含む)
- ・養成講座の実施
- ・講座修了者(市民後見人含む)の登録管理、フォローアップ研修の実施

市民後見人養成等

具体的機能案

広域連携イメージ

